

習志野市子ども・子育て会議について

平成25年9月26日(木)
第1回子ども・子育て会議資料
習志野市こども政策課

(一部国の資料を抜粋し作成)

1 習志野市子ども・子育て会議の組織

	区分	所属等	氏名
1	学識経験者	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	稲垣 美加子
2	学識経験者	横浜市立大学医学部看護学科准教授	臺 有桂
3	学識経験者	青山学院大学教育人間科学部教育学科准教授	大塚 類
4	事業従事者	市立杉の子こども園長	清水 尚代
5	事業従事者	私立幼稚園協会 青葉幼稚園長	藤本 志磨
6	事業従事者	社会福祉法人 ひこばえ かすみ保育園 理事長	茂呂 利男
7	保護者	習志野市学童保育連絡協議会	菱田 淳一郎
8	保護者	習志野市保育所保護者会連絡会	佐々木 篤
9	保護者	習志野市立幼稚園PTA連絡協議会	武井 園恵
10	保護者	習志野市PTA連絡協議会	三代川 寿朗
11	保護者	私立幼稚園保護者	杉田 弘幸
12	その他市長が必要と認める者	習志野市小中学校長会(大久保東小学校長)	早山 美生
13	その他市長が必要と認める者	習志野市民生委員・児童委員協議会	高橋 君枝
14	その他市長が必要と認める者	習志野商工会議所 松樹印刷有限公司	飯島 松樹
15	市民	公募市民	栢 まゆみ

2 習志野市子ども・子育て会議の趣旨・目的

習志野市子ども・子育て会議条例の制定(平成25年7月2日公布)

「子ども・子育て支援事業計画」の策定及び子ども・子育て支援新制度の実施に向けた準備等において、子育てに関するニーズを反映するとともに、子育て当事者や子育て支援事業者等の参画により、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策を実施するため、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て会議条例を制定し、子どもの保護者や子育て支援事業者等により組織する習志野市子ども・子育て会議を設置いたしました。

【子ども・子育て支援法第77条】(抜粋)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下省略)

3 会議の職務

子ども・子育て支援法第77条1項に関すること

【習志野市子ども・子育て会議条例第2条抜粋】

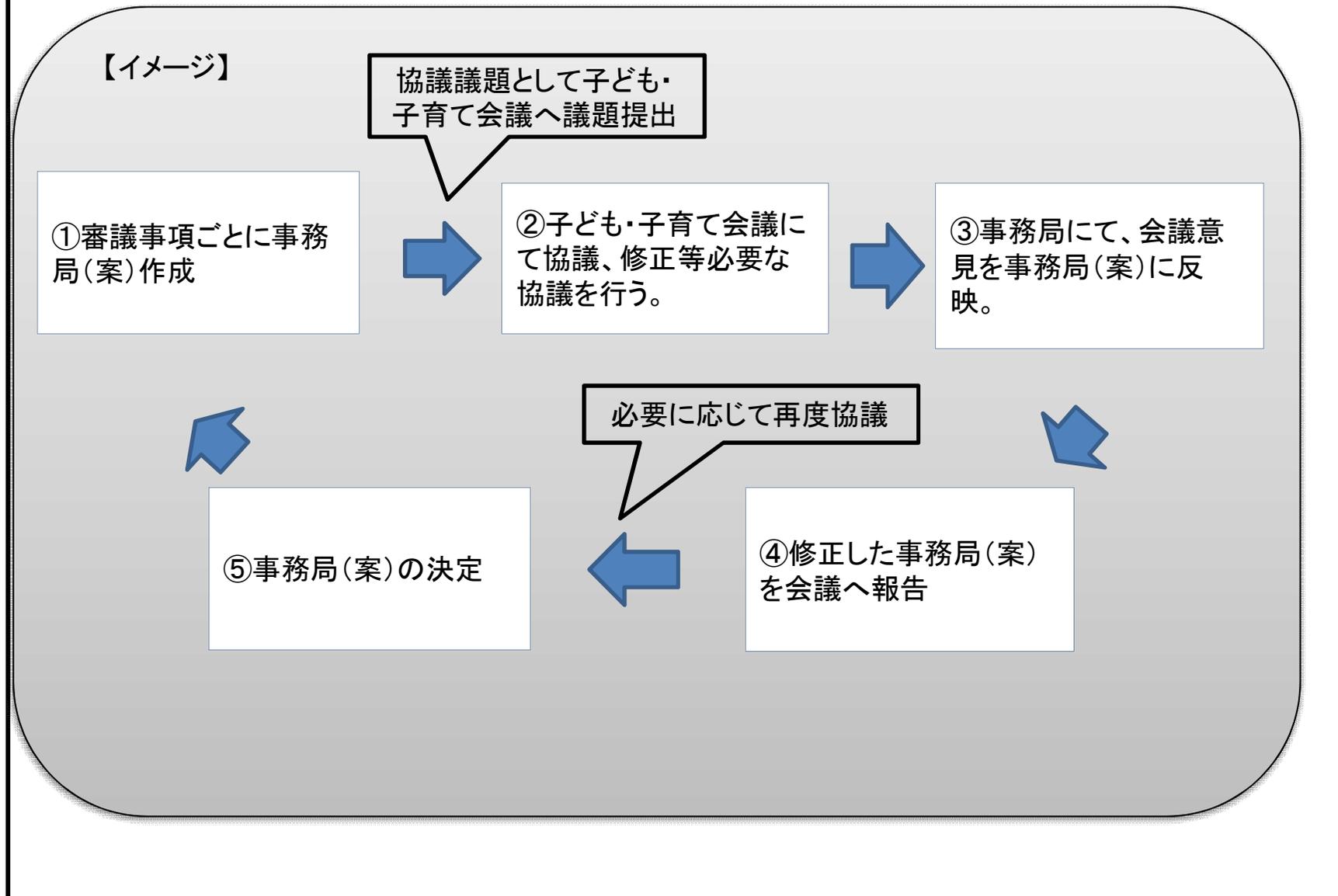
子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

【子ども・子育て支援法第77条各号抜粋】

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

- ・子ども・子育て支援事業計画の策定、見直し、点検・評価
- ・次世代育成支援対策行動計画の進行管理、点検・評価 等

4 会議の進め方について



5 子ども・子育て会議における協議事項及びスケジュールについて

